

埼玉県狭山保健所 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 勤務形態・募集人数・職務内容

- (1) 勤務形態 週4日（週29時間）
- (2) 募集人数 1人
- (3) 職務内容
 - ・窓口対応（現金等徴収業務を含む）、電話対応、郵便物の収受等に関する事務
 - ・衛生免許の受付・交付に関する事務
 - ・その他総務・地域保健推進担当に関する事務全般

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) 明るく誠実で協調性のある方
- (2) 公務員としての高い自覚を持ち、県民の立場に立って職務を遂行できる方
- (3) 強い責任感と熱意を持って職務を遂行できる方
- (4) パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる方

4 勤務条件

- (1) 任用期間
令和8年11月11日から令和9年1月31日まで
- (2) 勤務日数・勤務時間
原則週4日・週29時間（午前8時30分～午後4時45分（7時間15分）
※休憩時間：正午～午後1時（60分）
※勤務日、勤務時間の割り振りについては応相談。
- (3) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

（4）休暇

年次休暇制度あり。

※付与日数は、県の規定に準じ、付与します。

（5）報酬

1日7時間15分勤務した場合

日額 9,860 円～11,700 円（時給：1,360 円～1,613 円）

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※上記報酬は令和8年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

（6）交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

※自家用車で通勤される場合は、駐車場をご自身で確保をお願いします。

（7）社会保険

健康(共済)保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

（8）勤務地

埼玉県狭山保健所

所在地：狭山市稻荷山2－16－1

※「4 勤務条件」については、県の関係条例、規則等の定めるところによります。採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、上記内容が変更になる可能性があります。

5 応募について

（1）応募は令和8年10月23日（金曜日）【必着】までに、本募集要項に添付している履歴書（写真を添付）と身上書に必要事項を記入の上、提出してください。

（2）提出は、郵送又は持参となります。

（3）封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

（4）郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

（5）持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

6 選考方法等について

（1）第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査（面接）は、埼玉県狭山保健所庁舎の会場で令和10月下旬に実施を予定しております。日時については、第一次審査終了後、連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3) 審査結果

第二次審査（面接）後、受験者全員に連絡します。

7 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地：〒350-1324 狭山市稲荷山2-16-1

担 当：埼玉県狭山保健所 総務・地域保健推進担当

電 話：04-2954-6212